

送付5-35、参考送付 陳情審査部分抜粋：
令和 5年10月13日 企画総務委員会（未定稿）

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

送付5-35、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情と、参考送付、区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情についてです。

陳情の朗読につきましては省略させていただきます。

陳情審査に当たりましては、内容が保健所の所掌事務に及び可能性があるため、所管の西岡文教福祉委員長に調整をお願いし、議長に申入れの上、生活衛生課長に出席をしていただいております。よろしくお願いいたします。

また、前回と同様、参考送付された陳情に資料として雑誌等のコピーが添付されていますが、著作権法に抵触するおそれがありますので、委員のみの配付といたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

この2件は関連するため一括して審査をしたいと思っておりますけど、よろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に対して確認したい事項はございますか。

永田委員。

○永田委員 この陳情の趣旨を読みますと、新たな新規の火葬場の建設を求めるということと、中身で火葬の受入れを拒むようなことがあればしっかり指導してほしいということで、本区に火葬場はありませんが、そういった火葬に対する指導体制というんですかね、保健所であるのかどうかお答えください。

○市川生活衛生課長 火葬場につきましては墓地埋葬法に基づく許可を保健所ですべて出しておりますので、衛生面に関する部分については指導をしているところでございます。

○永田委員 この陳情の中に、コロナ禍において感染症で亡くなった方の受入れを一時拒否していたということが問題視されています。現状では指導ができないということで、この陳情にも盛り込まれていると思います。実際に公営の火葬場であればこういったことも多少解消されると思いますが、都内の公営の火葬場は大田区の臨海斎場、で、ここは港、品川、目黒、世田谷、大田区民しか使えない。古くからある江戸川の瑞江葬儀所は、火葬機能、火葬しかできない。式場、会館がないということで、私もほとんどの都内の式場に参列したことがあります。瑞江には行ったことがないという、ほとんど使われていないのではないかと思います。その中で、大田区の臨海斎場というのができて、各区、今後、火葬場が区民の利便性を考えると、区で優先的に使えるような式場、会館も含めて火葬場が求められていると思いますが、現状で区の見解がありましたらお答えください。ないなら、ないで、次、続けて行きます。

○小林委員長 見解だからじゃない。

○永田委員 ないんでしょう。考えていないということで、前回、陳情が出たときも、葬儀社との接点が区にはないということを言っていて、区の、区民でもある区内で事業を行っている葬儀社さんからの相談も全く受け付けないということなんじゃないかな。現状で考えると、消費生活センターとか、生活全般に係るような相談を受けるところであれば

できるのかもしれないですけども、これは葬儀社だけの問題じゃなくて、区民生活に今後大きく関わってくる大きな課題、23区共通、東京都全体の大きな課題になっていて、そのような状況では問題だと思いたいますが、どのようにお考えですか。

○石綿総務課長 ご質問の件でございますが、先ほどのお問い合わせに対しましてもお伺いのおりでございますが、こちらの内容についてなかなか区のほうでも明確な所管部署がないかなというところが正直なところでございますので、どの部にも属さないということで私のほうでご答弁をさせていただければなというふうに思っておりますが、今のご質問に関しまして言えば、やはり区民の生活に関わる件ということがございますので、そういったお問い合わせに関しましては、区としてはいずれかの方法で受け止めるということはあるかなというふうに思っております。

○永田委員 現状では明確な答えがないということですが、普通で考えれば受入先がないと言わずに、商工観光、商工支援の一環としてこういった課題を受け止めて検討するということではできると思いますが、商工観光では、消費者さんからの相談というのは、一つの区の事業者からの相談ということで受け止めることもできないのでしょうか。

○高橋商工観光課長 今、私ども消費生活センターにつきましては消費者を対象にしていると。こちらが、消費生活相談員というのは国の資格をお持ちの方が行っているんですけども、基本的にここで受けできる内容については全国统一で仕切られているということもございまして、現在、事業者様のお問い合わせについては、門前払いをすることではありませんけれども、お話を承って答えられることは答え、つなげるご連絡先などをお教えするなどのご対応をさせていただいております。

○永田委員 単独の部署で対応というのが非常に難しいのであれば、全庁というか、区全体の課題として受け止めて検討していったほうがいいと考えています。というのも、先ほど申し上げたように、港、品川、目黒、世田谷、大田区は、もう既に臨海斎場を確保している。千代田区としても、例えば近隣区と連携して新たな斎場を、千代田区内では難しくても、千代田区が主導的立場、先導して新たな斎場を造るということも検討が必要だと思いた。さらに、千代田区内で葬儀を行うにも会館、式場がない。実際には公営の会館は万世会館しかない。麴町地域ではほとんど四ツ谷で行っているということを見ると、そういった式場というのも、設置というのも区内で今後考えていかないと対応ができなくなるし、区民の利便性を考えても、本来ならば区のもう少し気軽に行けるような集会室とか、そういうところでも葬儀ができるようにするべきだと私は考えて、もうこういった今のご時世で葬儀が、そういう会館がもう迷惑施設と言えるようなもう時代じゃないと思うんですね。もう少し区全体としても葬儀そのものの在り方、火葬場のことも含めて、幅広く区民生活と直結しているということの視点から考えるべきだと思いたますが、これで終わりにしますので、最後答弁をお願いします。

○石綿総務課長 今るるご意見を頂いたところでございます。最終的には葬儀、あるいは火葬も含めてですが、そういった在り方、区として検討していくべきではないかというようなご質問だったかと思いた。やはり火葬場、それから葬儀場にかかわらず、区民生活でのお困り事、課題というのは、区としてしっかり受け止めながら、状況に応じた検討というのはしていかなければならないことだろうなというふうに認識してございまして、引き続き区民のお声ということ、先ほどのご答弁ではないですけども、区として門前

払いするようなことなく受け止めながら、動向を注視して対応してまいりたいなというふうに思っています。

○永田委員 はい、結構です。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 前回は陳情審査の中であつたんですけど、区内事業者を区としてそんなに把握していないと。こういうことがあつたんですけど、この間、調査とか何かされたのでしょうか、お聞かせいただけますか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○小林委員長 委員会再開します。

答弁からお願いします。

総務課長。

○石綿総務課長 お時間頂戴して、申し訳ございませんでした。

区内の動向というのは、今のところ私どものほうにお声は聞いていないという状況もありましたので、今のところは把握していないというような状況でございます。他区の状況に関しましては、以前、生活衛生課長のほうからもご報告させていただいたかと思えますけれども、区長会を通じて様々な調査というのを実施はしているというところであります。

○小林委員長 米田委員。

○米田委員 永田委員のほうからもありましたけど、葬儀料が非常に上がって困っているというようなことを聞いています。で、様々あつた中で、今年の4月ぐらいですか、そういう声を受けてサーチャージを少し一旦控えているというのも聞いております。そういった情報は入っていらっしゃるのでしょうか。

○市川生活衛生課長 今、私どものほうでつかんでいる火葬料金に関することにつきましては、今回いろいろ陳情で問題と取り上げられました民間の火葬場につきましては、10月をもってサーチャージ料金については――すみません、10月に発表が、その会社からございまして、12月1日よりサーチャージ変動料金制については廃止をするというふうな申出があつたというふうに聞いております。ただ、それ以外の、いわゆる火葬料金と葬儀料金は別なんですけども、葬儀料金に関しましては、現行の料金を改定してその代わりに値上げするというようなお願いというのが関係者に配付されたということについては把握しております。

○米田委員 せっかくサーチャージをなくしても、また別途値上げしたら元の木阿弥になると。さっき永田委員からもあつたとおりなんですけど、公営のところは非常に遠いと。千代田区の場合は大体町屋か落合でやられていると。公営のところを使うには逆に霊柩車のお金が加算で、結局一緒になると、こういった声もございまして。そもそもいろんな問題があるにせよ、なかなか千代田区でできていない、できない状況というのは理解した上なんですけど、そもそも火葬サービス、千代田区がしっかり提供していない。このことについて千代田区としてどう思われていますか。所管が難しいと思うんですけど、まあ総務課になるか、まとめていただけたらどこか分かんないですけど、答えていただければありがたいですね、そもそも論。

○石綿総務課長 ご質問いただきましたとおり、なかなかちょっと所管が難しいところもありますので、私のほうからご答弁差し上げたいなというところでございますが、今お伺いをした火葬の料金のことに関しましては、一概に運営方法であるとか、それぞれの自治体、それから利用者様との関わり方というところもあるかなとは思っておりますが、一般論で言えば、やはり高い安いというのがないほうが利用者にとってはよいものだろうなというふうに、一般論としては思っておりますのでございます。

○米田委員 本当に区民の方が、今後ご高齢の方が増えてきて、様々な問題を我々も聞いております。そういったことにしっかり、広域で対応していくのか区で対応していくのかというのは様々あると思いますけど、そういった声をしっかり受け止めていくべきだと私は思っています。ただ、今の状況を聞くと、さっきの永田委員とのやり取りもありました。なかなか難しいことだなと思っております。ただし、そういった区民の声、しっかりやっていただいていたという事なんですけど、区内の葬儀事業者の声をしっかり聞いていただいて、区民が困っている、なかなか、葬式したいですけど2日間やりたいところを1日になっている。で、本当はもっとやりたいけどもうせずに終わっている。こういった声が上がっています。このような声をしっかり受け止めていただいて、広域で対応する、様々な区でも対応するということを検討していただいて、様々な区長会とか、もう一回提言していただいて、皆さんの声をしっかり受け止めていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○石綿総務課長 様々ご指摘いただいたところでございますが、ご答弁を繰り返させていただくところもございまして、やはりこれは区民の方々お困り事ということであれば、まずは身近な区役所にご相談というのは、これは当然のお話でありますし、今も決して門前払いをしているということにはございませぬけれども、今後につきましても、そういったご相談があれば、区全庁的にどこかではお受けするような形になっていくだろうなというふうには思っております。また、区長会ではるるご説明をさせていただいておりますとおり、検討がなされたということもありまして、引き続き公衆衛生上の観点からは生活衛生課長会でもまた見守りを進めていくようなお話もありますし、場合によっては、これ、公正取引委員会というようなところも関与してくる可能性があるのかどうかというところまで広く捉えなければいけない問題かなというふうに思っております。今後そういった事象があれば、また動向を含めて大きな動きがあれば、こういった議会の皆様にもご報告を差し上げなければならない機会があるのかなというふうに思っておりますし、東京都の動きも含めて、その動向を見守ってまいりたいなというふうに思っております。

○小林委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと、先ほど相談の窓口ということで、米田委員と永田委員からもありましたけれども、おくやみコーナーですとかおくやみハンドブックというところで今取り組んでくださっていると思います。そんなところに一緒に相談窓口として組み込んでいただけることというのは検討が可能かどうかだけ教えてください。

○清水地域振興部長 陳情審査で関係することを所管のほうから、所管というか、理事者側、私どものほうからお答えしているところの一環でございますけれども。

おくやみコーナー、おくやみハンドブック、順序的にはおくやみハンドブックからおくやみコーナーという順序で整備をしているところでございますが、本件に関しましては、

陳情の中身、趣旨というのは最後のところにあるのが6というふうに書いてあるところですか、裏面6というふうに書いてある最後のところがやっぱり陳情者の趣旨なんだろうというふうに私どもとしては理解をしておるところでございますので、お話を頂いて、相談の窓口、先ほどもるる委員会の中でご指摘を賜っておりましたけれども、それを、大変申し訳ないんですけど、私どもにご相談を頂いても、じゃあこうしますということ、あるいはこうすればいいですよということを申し上げられるようなものではございませんので、大変申し訳ないんですけども、おくやみコーナーの中に組み入れていくというようなとはちょっと違うのかなというふうに思っております。いろいろなご相談を全く受け付けませんよということではない姿勢だということは、先ほど来私どものほうからご答弁をしているとおりでございますけれども、とはいえ、私どもの権限で料金を下げることが、云々ということは生活衛生課長のほうで答弁しているとおりでございますし、そもそも今回は公的にどうするのかということなんだろうと思っておりますので、受け付けないとか聞かないとかいう趣旨は全くございませんけれども、ちょっと違うのかなというふうに思っております。恐れ入ります。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

すみません。ちょっと陳情の趣旨からずれてしまって相談というところになってしまったんですけども、基本は事務手続上のというところで理解はしているところですので、引き続き承知いたしました。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今、委員の方から確認等がございましたけれども、本件の陳情に関する質疑はもう終了させていただいていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。終了いたします。

じゃあ、今度は取扱いについてです。取扱いをいかがいたしますか。

いかがいたしますか。休憩しますか。

休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

取扱いにつきましてですけれども、いかがいたしますか。

今、米田委員、頂いていますから大丈夫です。

休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

米田委員。

○米田委員 陳情の取扱いなんですけど、前回頂いて、今回も審査させていただきました。区をはじめ対応していただきたいという声があるというのは受け止めていただいたと思い

送付5-35、参考送付 陳情審査部分抜粋：
令和 5年10月13日 企画総務委員会（未定稿）

ます。ただ、いかんせんはっきりと明確な所管がないという課題も浮き彫りになりました。区民の方からは、こういうのは困っているよという声があった場合は聞き入れないわけではないけど、今後どうしていくかということもしっかり議論できたと思います。私としては、もしいろんな動き、様々な動きがあれば、所管は違いますけど、今日議論した委員の皆様、委員会ではないですけど様々なことをご報告いただければと思います。陳情者の方には、前回議論した内容、今日の議論の内容をつけて一旦お返しすべきだと私は思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今、米田委員から頂きました意見を含めて、皆さんもその方向でということなんで、この陳情につきましては、議事録をもって陳情者にお返しすることで本陳情については終了したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。ではそのように取り扱いをさせていただきます。